

No. 250号

2023年(令和5年)
1月1日発行

立協たより

(公社) 東基連
立川労働基準協会支部
〒190-0023
立川市柴崎町2-2-23
第2高島ビル5階
電話 042-526-3247
FAX 042-523-9144
発行者 新井 貢



////////////////// **STOP!** 転倒災害 //////////////////////
冬季の積雪や路面凍結による転倒災害を防ぎましょう

山中湖にて撮影

目

- 新年のご挨拶
(公社) 東基連
立川労働基準協会支部長 小林 信次……(2)
- 新年のご挨拶
立川労働基準監督署長 石井 美佐子……(2)
- 年頭挨拶……(3)
- 2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の
割増賃金率が引き上げられます……(4)
- ～ハローワーク立川よりお知らせ～
人材開発支援助成金の活用をご検討ください……(4)

次

- 職場における新たな化学物質規制が導入されます
……(5)
- 多摩立川保健所からのお知らせ
予防しよう! お肉の食中毒……(6)
- 「立協たより」広報部員による
責任編集～No.47～ ……(7)
- ニュース……(7)
- 令和4年度安全衛生表彰式 举行される ……(8)
- 協会からのお知らせ……(8)
- 編集後記……(8)



新年のご挨拶

(公社) 東基連立川労働基準協会支部長 小林 信次

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年も新型コロナウイルスの影響で、残念ながら優良事業場見学会や懇親会は中止となってしまいましたが、定時総会をはじめ、その他の行事、講習会については、会員の皆様のご協力により、ほぼ計画通りに実行することが出来ました。心より感謝申し上げます。

さて、去年の労働災害状況ですが、10月末までの速報値で全国の休業4日以上死傷者数は183,298人に達しており、既に平成10年以降で最多であった令和3年(通年)の149,918人を大きく上回っている状況です。事故の型別では、その他(主に新型コロナウイルス感染症)が圧倒的に多く、次いで転倒となっており、引続き新型コロナウイルスの感染拡大防止と事業の両立という難しいコントロールと、事業場内の安全対策を強化する必要があります。加えて4月からは化学物質の自律的な管理も必要となります。これらの課題解決に向け、当支部では、今年も立川労働基準監督署のご指導や東基連本部の協力を頂きながら、各会員企業様のお役に立てる様、安全教育や会員相互の情報共有を進めて参ります。また3月には、大きな会議室を併設した立川、青梅、三鷹、八王子の4支部合同事務所が立川に開設される予定となっており、講習会などにおいて、大幅な利便性の向上が期待できます。

この様に今年は、当支部にとって、記念すべき新たなスタートの年となりますので、各会員企業様には、支部の運営になお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、各会員企業様の益々のご発展と皆様のご健勝を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

立川労働基準監督署長 石井 美佐子

令和5年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

公益社団法人東京労働基準協会連合会立川労働基準協会支部並びに会員の皆様には、平素より当署の行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症が最初に確認されてから3年が経過し感染症への対応のみならず、ウクライナ情勢や気候変動による自然災害など先行きが見通せない不安を感じる昨今、物価高・円安による経済への影響も懸念される所です。

長引くコロナ禍により、仕事の進め方やコミュニケーションのあり様も変化しています。

監督署へのご相談は、いじめ・嫌がらせに関するものが急増しておりますが、必要な業務指導とハラスメントとの認識のギャップが根底にあるようなご相談が多く、労働行政に対するご期待をありがたく思う反面、大変な世の中になったなと感じています。若い人たちや子供たちが職業生活に希望が持てるように、大人の社会にゆとりや寛容さが広がるよう、働き方改革がスローガン倒れにならないように先を見据えて、各種施策を行ってまいります。

そのためには今年も引き続き、長時間労働の抑制に向けた監督指導の実施とともに、企業の皆様の法令の理解を促すよう丁寧な説明を実施してまいります。

また、最低賃金に関して賃金引上げに向けた助成措置や専門家による相談支援などの周知を、労働安全衛生対策については新たに始まる第14次労働災害防止計画に基づき取組の推進と改正労働安全衛生法の周知を、そして、不幸にして災害に遭われた方に対しては迅速で公正な労災保険給付を行う所存です。

こうした施策の推進にあたっては、立川労働基準協会支部の皆様方との一層の連携が不可欠なものと考えておりますので、貴支部並びに会員の皆様のご継続の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、一般社団法人日本流行色協会が毎年発表しているその年の色がございますが、2023年の色は「ルミナスイエロー」だそうです。優しく穏やかで希望を感じさせてくれる陽だまりのような黄色は不安な気持ちを癒してくれそうです。

また、今年の干支は癸卯(みずのとう)です。「癸」は静かで温かい大地を潤す恵みの雨、「卯」はウサギの様子から、安全、温和、飛躍という意味があるそうです。

今年が皆様にとって安全で穏やかな、そして、勢いよく成長し飛躍する1年となりますよう、重ねて皆様のご発展とご健勝を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



謹んで新年のお慶びを申し上げます。
 昨年は、基準部会の活動に対しご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。
 企業活動においては、継続するコロナ禍において、テレワークなどの「働き方」に対する様々な課題が浮き彫りとなり、部下管理・労働時間管理の難しさが顕在化してきています。
 このような中、基準部会といたしましては、本年も会員企業の皆さまの適切な事業運営の一助となるべく活動を推進してまいります。まだまだ楽観できない環境ではありますが、感染状況を注視しつつ進めてまいりますので、基準部会の活動にご理解いただくとともに、変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

中西 浩文 副支部長（基準部会長）



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
 旧年中は安全部会の活動に対しまして、ご支援・ご協力を頂き、ありがとうございます。
 昨年は新型コロナウイルス感染症の対策をしながら、社会経済活動の維持・活性化に取り組むよう社会も変化してきました。安全部会では、労務・安全講習会の対面開催を再開いたしました。その他、安全衛生クイズ、安全衛生表彰式につきましても予定通り実施させて頂くことができました。改めまして会員企業の皆様のご尽力に御礼申し上げます。
 社会経済活動の活性化とともに、災害ポテンシャルも増加しております。
 本年も会員企業の皆様の職場安全活動の一助となるよう活動してまいりますので、変わらぬご支援とご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。
 会員企業の皆様の安全と健康を心からお祈り申し上げます。

田中 一也 副支部長（安全部会長）



謹んで新年のお慶びを申し上げます。
 コロナウイルスへの各種対応を続け、まもなく3年が経過しようとしております。
 会員企業の皆様に置かれましては、事業継続のために、この期間に様々な知見や経験を得て、各職場に合った対策や働き方を模索しながら実践を積み重ねて来られたのだと思慮致します。
 本年も各部会や講習会においての感染予防対策は継続せざるを得ないのだと考えますが、引き続きの情報・意見交換を通じて連携を進めて参りますので、何卒よろしくお願ひします。
 最後に、会員企業の皆様のご健勝と事業の発展を祈念し、(公社)東基連立川労働基準協会支部及び衛生部会への皆様のご継続のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

山本 覚 副支部長（衛生部会長）



謹んで初春のお慶びを申し上げます。
 昨年中は、広報部会の運営にご指導・ご鞭撻を賜り、また協会報「立協たより」をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。お陰様をもちまして本号で250号を迎えることができました。これもひとえに、会員の皆様方からお引き立ていただいた賜物と御礼申し上げます。
 昨年を振り返りますと、世界的なコロナ禍の終息が見えない中、ロシアのウクライナ侵攻や、これにともなう物価高騰等、暗い話題が多い年となりましたが、一方で、サッカーのワールドカップにおける日本代表の活躍に元気づけられた方も多いのではないのでしょうか。
 今年9月にはラグビーのワールドカップが予定されており、前回大会同様に日本代表の活躍が期待されます。
 広報部会の活動は、コロナ影響により制限がある状況が続きますが、会員各社にとって有益であり、さらには皆様方を元気づけられるような紙面づくりを目指し、広報部員一丸となりアイデアを出し合い、企画・発行して参りますので、よろしくお願ひいたします。

永田 健二 副支部長（広報部会長）



新年あけましておめでとうございます。
 東基連立川労働基準協会支部並びに会員事業場の皆様におかれましては健やかな新年を迎えられたことと、お慶び申し上げます。
 各事業所様では、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立を目指しながら、様々な取組みがなされたことと思います。引き続き、従業員が安全かつ心身ともに健康で働ける職場づくりを共に進めていくことが我々支部の使命であると認識しております。
 令和5年度が始まりますが、会員各社の皆様のご期待に沿えるように、関係部署とも密に連携を強化し各部会事業活動を努めてまいりますので、本年もご理解・ご支援・ご協力の程切にお願ひしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

増田 美佐子 副支部長（総務部会長）

～立川労働基準監督署よりお知らせ～

中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

～ハローワーク立川よりお知らせ～

人材開発支援助成金の活用をご検討ください

人材開発支援助成金（特定訓練コース・一般訓練コース・人への投資促進コース※）

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

※人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」について

- 「コロナ克服・新時代開発のための経済政策」(令和3年11月19日閣議決定)において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされました。
- 「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、令和4年度から令和6年度までの間、人材開発支援助成金に新たに「人への投資促進コース」(5つの助成)が設けられました。
 - 高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練
 - 情報技術分野認定実習併用職業訓練

- 長期教育訓練休暇等制度
- 自発的職業能力開発訓練
- 定額制訓練（サブスクリプション型）

人材開発支援助成金



◎支給要件・助成率等、詳しくは以下の東京労働局ホームページをご参照ください。

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 各種助成金制度 > 各種助成金制度のご案内 > 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/_118530/_118547_00001.html

◎申請照会・受付

東京労働局 ハローワーク助成金事務センター 助成金第3係

TEL：03-5332-6925

職場における 労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT 3 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

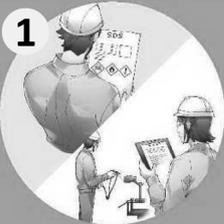
POINT 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT 4 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1…国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
 ※2…厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
 ※3…皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



1 SDS及び作業現場の確認



2 リスクアセスメントの実施



3 リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



8物質 石綿等 管理使用が困難な物質 製造・使用等の禁止

123物質 自主管理が困難で有害性が高い物質 特化則・有機則等に基づく個別具体的な措置

674物質 ラベル・SDS・リスクアセスメント義務 許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質 一般的な措置義務（具体的な措置基準なし）

数万物質 GHS分類で危険有害性がある物質

数万物質 GHS分類で危険有害性に該当しない物質

見直し後の化学物質規制



有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質） 国によるGHS未分類物質

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

ラベル・SDSによる伝達義務

リスクアセスメント実施義務

ばく露を基準以下とする義務

ばく露を最小限度にする義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する政令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

多摩立川保健所からのお知らせ

予防しよう！お肉の食中毒

毎日の食卓に欠かせないお肉ですが、お肉に付着しているカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒が起きています。今回は、お肉を安全に食べるためのポイントをまとめました。

飲食店利用時に注意したいポイント

☑ 生や半生の肉料理はさげましょう

「店を出されているものだから安全」とは限りません。表面を軽く湯引きしたり、あぶった程度では、内部にいる菌は死滅しません。肉を生や半生で食べると食中毒のリスクが高まります。

☑ 食事用の箸でお肉を焼かない！

食事用の箸で生肉にふれると、箸についた生肉の食中毒菌を口に入れてしまう可能性があります。お肉が焼きあがるまでは、肉用のトングを使いましょう。

☑ 付け合わせの野菜もよく焼きましょう

生肉と同じ皿に盛られていた野菜にも、生肉の食中毒菌が付着していることがあります。よく焼いてから食べましょう。



家庭で注意したいポイント

☑ お肉は中までしっかり加熱！

お肉は、中の色が完全に変わるまで火を通しましょう。
(加熱目安：中心部温度75℃で1分以上)

☑ 調理器具は使い分けましょう

生肉を切るための包丁やまな板は、サラダなどそのまま食べるものと使い分けましょう。使い分けができない場合は、お肉を最後に調理しましょう。

☑ 調理後は、調理器具をしっかり洗浄・消毒

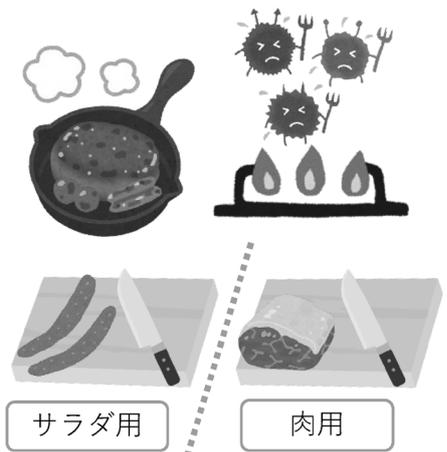
生肉に使用した包丁やまな板は、中性洗剤でよく洗い、熱湯や塩素系漂白剤で消毒してから他の調理に使いま

しょう。
また、生肉にふれた後は、石けんでしっかり手を洗いま

しょう。



「生肉には菌がついている」と考えて調理することが重要だね！



「立協たより」広報部員による 責任編集 ～ No. 47 ～

新年明けましておめでとうございます。

コロナ禍も4年目となり、withコロナで各制限の緩和や様々な働き方改革の施策が導入されるなど、世の中も大きく変化してきているように思う今日この頃です。

毎年いろいろな出来事が起こりますが、昨年は特に悲しい出来事が多かったように思います。コロナも第8波で感染者が毎日増加の一途…。

暗くなるお話はおしまいにして、明るい話題に切り替えたいと思います。あくまでも個人的な思いで恐縮ですが、昨年、自分にとって何か良かったことや気持ちが高ぶったこと等を思い返してみました。

近々でもっとも感動した出来事は、4年に一度開催されるサッカーワールドカップでした。今開催地は日本が29年前に「ドーハの悲劇」を味わった地でした。

私はサッカーにはあまり興味がなく、また国内でもそれほど盛り上がっているというような感じではなかったと思います。しかし、いざ開幕し初戦で強豪ドイツに見事勝利したことで一気に盛り上がりを見せたと思います。この劇的な勝利でにわかファンも増えたとの報道もあったかと。かく言う私もそのにわかファンの仲間入りを果たしました。日本は決勝トーナメントまで進み、もう少しで新しい景色「ベスト8」というところで惜敗してしまいました。最終戦となったクロアチア戦は見ていてワクワクドキドキし、そして最後まであきらめない素晴らしいプレイを見ることができ、感動し熱いものがこみ上げてきたのは私だけではなかったでしょう。

サッカーというスポーツのすばらしさに共感することが出来、選手の皆さんに「ありがとう」という言葉が自然に口からついて出たのは自分でも驚きでした。

これが「感動」したということでしょうか。

今年も昨年以上に明るい話題の多いことを祈り、前を向いて日々過ごしていこうと思います。

(広報委員 T. S.)

●ニューズ

労災認定 事業主の「不服」表明 可能に 保険料引上げ巡り

厚生労働省は、自社の労働災害の発生状況に応じて労災保険率が増減する労災保険のメリット制について、事業主が労働保険料の引上げ決定後に「労災認定は違法」として保険料決定に関する不服を申し立てられるよう、行政解釈の変更を行う考えです。近年、保険料決定処分取消し訴訟において、保険給付支給の違法性の主張が認められるケースが現れていました。

都道府県労働局長が行った保険料引上げの決定を不服として、事業主が厚生労働大臣に審査請求し、労災給付が支給要件に該当しないことが認められた場合、労働保険料の引上げは行わないものとします。一方、労働者に対する支給決定自体は取り消さない方向です。支給決定を取り消せば、いったん支払った給付の回収や支給打ち切りを行う必要が生じることから、支給決定を維持し、給付を生活の糧にしている被災労働者や遺族に甚大な影響が及ぶのを防ぎます。

令和4年度安全衛生表彰式 挙行される

11月22日（火）立川労働基準監督署・当協会支部共催にて立川地方合同庁舎3階会議室において令和4年度安全衛生表彰式が行われました。

当協会支部では、安全衛生表彰規程及び無災害記録証授与基準規程に基づき、令和4年度の優良事業場及び各種無災害記録達成事業場を選出し表彰するものです。

受賞されました皆様は次のとおりです。誠におめでとうございます。

立川労働基準監督署長表彰

○事業場賞

リオン株式会社 殿

○個人賞

田中一也 殿 ((公社)東基連立川労働基準協会副支部長)

○厚生労働省無災害記録証第2種

東芝ディーエムエス株式会社 殿

(公社)東基連立川労働基準協会支部長表彰

○支部長賞

株式会社クラフテックオカモト 殿

○無災害記録証

第七種 株式会社クラフテックオカモト 殿

第二種 多摩冶金株式会社 殿



前列左から 田中一也様、支部長、署長、リオン(株)様

後列左から 多摩冶金(株)様、(株)クラフテックオカモト様、東芝ディーエムエス(株)様



会 員 消 息



新規会員のご紹介

- 栗田工業株式会社 Kurita Innovation Hub
住 所 昭島市拝島町3993-15
業 種 水処理に関わる装置・薬品の開発
従業員数 454名
代 表 K I Hセンター長 長谷部 康

◎令和5年 新年賀詞交歓会中止のお知らせ

1月19日（木）に予定しておりました新年賀詞交歓会は、本年も開催を見合わせます。

編 集 後 記

明けましておめでとうございます。旧年中は「立協たより」のご愛読、誠にありがとうございました。令和5年も皆様のお役に立てるような安全衛生情報を提供できるよう広報部員一同、より一層精進してまいります。

昨年も前年から続きまして、新型コロナウイルスの感染拡大が私たちの日常生活に影響を与えている状況が続いているかと思えます。しかし、一方では皆様の生活の中でも制限が緩和されてくることも多くなり、行動範囲も少しずつ広がってきたのではないのでしょうか。

その様な中、今年の干支は「兎」になります。兎年は「飛躍」や「向上」の年とされています。今までのコロナ禍の数年間から大きく「飛躍」し、私たちの生活も更に「向上」する年となって欲しいものです。

本年も、会員皆様とご家族にとって良い年でありますように心よりお祈り申し上げます。

(広報部会員 K. K.)